

一般社団法人三木町シルバー人材センター役員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人三木町シルバー人材センター定款（平成27年2月2日施行）第28条の規定に基づき、役員の報酬等に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員 理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員 理事のうち一般社団法人三木町シルバー人材センターを主たる勤務場所とし、週3日以上勤務する者をいう。
- (3) 非常勤役員 常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等 報酬、賞与その他職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員には、報酬等は支給しない。ただし、常勤役員及び非常勤役員の理事長（以下「常勤役員等」という。）には、報酬を支給することができる。

2 常勤役員等に対する報酬は、総会の決議により決定する。

(報酬等の支給方法)

第4条 常勤役員等に対する報酬の支給日は、毎月21日とする。ただし、その月の21日が日曜日若しくは土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（この条において「祝日法による休日」という。）に当たるときは、その日前のその日に最も近い日曜日若しくは土曜日又祝日法による休日でない日を支給日とする。

2 報酬は、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込む方法で支給する。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、総会の決議により行う。

(補則)

第6条 この規程の実施に関して必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て別に定める。

附 則

この規程は、平成27年3月24日から施行し、平成27年2月2日から適用する。